

鎌倉市監査委員公表第6号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき監査を実施したので、同条第5項により、監査結果を公表します。

令和5年(2023年)3月29日

鎌倉市監査委員 八 木 隆太郎  
同 岡 田 和 則

## 監査結果書

### 1 監査の結果

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。）第 242 条第 1 項に基づく住民監査請求（令和 5 年 2 月 6 日請求「市役所位置条例の改正案否決に伴う支出済額について」）は、これを理由がないものと認め、棄却する。

### 2 監査の種類

地方自治法第 242 条第 1 項に基づく住民監査請求を受け、同条第 5 項に基づき実施した監査

### 3 監査対象

まちづくり計画部市街地整備課

### 4 監査期間

令和 5 年（2023 年）2 月 6 日から令和 5 年（2023 年）3 月 28 日まで

### 5 監査を実施した委員

監査委員 八木 隆太郎  
同 岡田 和則

### 6 請求の受理

令和 5 年（2023 年）2 月 6 日付けで「市役所位置条例の改正案否決に伴う支出済額について」の鎌倉市職員措置請求書が提出された。

その内容は、以下のとおりである。

#### (1) 請求人

氏名（略） 住所（略）  
氏名（略） 住所（略）

#### (2) 請求の内容

鎌倉市議会は、令和 4 年 12 月 26 日の本会議で、地方自治法第 4 条第 1 項に定める地方公共団体の事務所の位置を定める条例の改正案を否決した。このことにより、鎌倉市役所の位置を現在地から寺分字陣出 8 番 8 に変更することは不可能となった。本来、地方公共団体の事務所の位置を定める条例の改正案の議決は、本庁舎整備に関連した予算を執行する前に行うべきであり、そうすれば、無駄な経費を計上しなくてもすんだはずであると考え。しかし、鎌倉市長の松尾崇は、本庁舎の深沢地区への移転を独断で決め、議会の同意のないまま、平成 27 年度から令和 4 年

度にいたるまで、過去8年間にわたり本庁舎整備関連の予算を支出し続けてきた。その総額は、2,971,109,000円にも及ぶ。

鎌倉市の支出負担行為伺兼支出命令書をみると、一般会計の本庁舎整備事業費の支出済み額は、令和4年3月4日から12月23日までが総額65,660,887円、令和5年1月20日の支出が41,021円である。これに令和3年度の本庁舎整備基金の500,000,000円を令和4年3月28日に、令和4年度の本庁舎整備基金同600,000,000円を同6月2日に振替している。過去1年間の本庁舎整備関連の支出済み額は、総額1,165,701,908円となる。

地方自治法第4条第1項に定める位置条例改正制定の時期は法的に定まっているわけではない。しかしながら、財政に負担を強いる大きな計画に関しては、支出負担行為の前に議会の承認を得て進めるというのが、地方自治の精神にもかなっていると考える。地方財政法は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と第4条第1項に定めており、本件の支出はこれに抵触するのは明白である。

以上のことから、上記金員の返還を鎌倉市長松尾崇に求める。

(3) 請求人から証拠として提出された事実証明書

- ア 証拠1 支払日が令和4年3月4日から12月23日までの支出負担行為伺兼支出命令書の写し（全18枚、総額65,660,887円）
- イ 証拠2 支払日が令和5年1月20日の支出負担行為伺兼支出命令書の写し（全2枚、総額41,021円）
- ウ 証拠3 令和3年度本庁舎整備基金が500,000,000円、4年度の本庁舎整備基金が600,000,000円であったことを示す資料の写し

(4) 請求の要件審査

鎌倉市職員措置請求書については、地方自治法第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和5年(2023年)2月22日にこれを受理することに決定した。

7 監査の実施

(1) 書類調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、請求書で指摘されている過去1年間の本庁舎整備に係る契約書等財務会計書類一式を調査した。

(2) 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和5年(2023年)2月28日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、次のとおりであった。

ア 証拠の提出

次のとおり、請求人から追加の証拠の提出があった。

(ア) 証拠 4 振替日が令和 4 年 3 月 28 日の振替命令書の写し（本庁舎整備基金  
額面 500,000,000 円）

(イ) 証拠 5 振替日が令和 4 年 6 月 2 日の振替命令書の写し（本庁舎整備基金  
額面 600,000,000 円）

イ 請求人の陳述

(ア) 日時

令和 5 年(2023 年) 2 月 28 日(火) 午前 11 時 11 分から午前 11 時 57 分まで

(イ) 場所

議会第 1 委員会室

(3) 聴き取り調査

地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、令和 5 年(2023 年) 3 月 15 日にまち  
づくり計画部長、市街地整備課担当課長及び市街地整備課庁舎整備担当係長に  
対して、聴き取り調査を行った。

8 判断理由

以下、結論に至った理由について述べる。

(1) 条例の改正時期について

請求人は、市議会令和 4 年 12 月定例会（以下「12 月議会」という。）において、  
鎌倉市役所の位置を定める条例（以下「位置条例」という。）の改正案が否決され  
たことにより、鎌倉市役所の位置を現在地から変更することは不可能となったと主  
張している。

しかし、地方自治法第 4 条第 1 項において、地方公共団体の事務所の位置を定め  
又はこれを変更しようとするときは条例でこれを定めなければならない旨規定が  
されているが、その時期に関して何ら規定はされていない。実際、名古屋高裁平成  
16 年 3 月 26 日判決（平成 15 年（行コ）第 14 号）において「条例を定める時期に  
ついて何ら定めていないから、建設着工後において条例を定めても、同法違反とは  
ならず、庁舎位置指定条例案の上程の時期は市町村長の裁量に委ねられているもの  
と解される」と判示されている。

また、原局に聴き取り調査を実施したところ、12 月議会への改正案の上程は、  
庁舎建設に向けた詳細な検討を行う業務の予算化の前に市民や議会との合意形成  
を図るべきとして判断したものであり、今後も市民や議会等との議論を進め理解を  
得た上で、改めて位置条例改正案の提案を行いたいとのことであった。

このことについて、鎌倉市議会会議規則第 16 条において、議決された事件につ  
いては同一会期中は再び提出することができないとする一事不再議の規定がされ  
ているものの、他の会期中に再び上程することを禁止する規定はない。

したがって、鎌倉市役所の位置を現在地から変更することは不可能となったとい

う請求人の主張を認める根拠は見当たらない。

(2) 本庁舎整備事業費の支出について

請求人は、位置条例改正案の議会への上程を真っ先におこなっていれば、市議会の否決を受けて本庁舎整備関連の予算は執行しなくても済んだはずであると主張している。

しかし、当該主張は、早い時期に位置条例の改正案を上程した場合においても議決結果が12月議会と同じになるという請求人の憶測に基づくものであり、否決を受けてその後の予算を執行しなくても済んだという請求人の主張には理由がない。

また、これまでに鎌倉市長が執行した本庁舎整備事業費については、いずれも市議会の議決を経て予算化されたものであるから、違法性は認められない。

以上のことから、鎌倉市長が執行した本庁舎整備事業費について、この金員の返還を鎌倉市長に求めるとする請求人の主張は認めることはできない。